

(別添)

食安基発第0707001号
平成20年7月7日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬食品局
食品安全部基準審査課長

おもちゃに係る改正に関するQ&Aについて(その2)

平成20年3月31日厚生労働省令第66号により、食品衛生法(昭和22年法律233号)第62条に基づき食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)(以下「規則」という。)第78条に規定する、乳幼児が接触することによりその健康を損なうおそれがあるおもちゃの範囲を改正したところであるが、その取扱いにつき、別添のQ&Aを追加作成したので、貴管下関係業者に指導方ありたい。

指定おもちゃへの該当性及び区分に係るQ&A

1. アクセサリーがん具関係

Q1 アクセサリーがん具の具体的な形態はどのようなものか。

A1 アクセサリーがん具は、ティアラ、イヤリング、ネックレス、ペンダント、ブローチ、プレスレット、指輪、アングレット等の装飾品の形態をしたおもちゃである。サングラスを模したおもちゃは、知育がん具に分類する。

Q2 6歳未満を対象とするある商品がアクセサリーがん具に該当するかどうかを、遊ぶことを目的とするものか、装飾を目的とするものかにより判断する際、その形態等その他、国内製造者又は輸入者の説明、販売方法等により判断して差し支えないか。

A2 製品の形態、販売方法(例)童話の主人公等になりきって遊ぶためのアクセサリーのセットとして設計・製造・販売されている場合)等から遊ぶことを目的とするものであるかどうかを客観的、総合的に判断すべきである。

Q3 いかなる形状の髪留めであっても、髪留めとして使用可能なものは、髪留めと考え、指定おもちゃに該当しないものとして取り扱って差し支えないか。

- (1) おもちゃ売り場で販売している髪留め
- (2) キャラクターで装飾した髪留めで、髪留めとして使用可能なもの
- (3) キャラクターで装飾したもので、一見、髪留めに見えるが髪留めとして使用不可能なもの

A3 アクセサリーがん具として販売されているものは、指定おもちゃに該当するものとして取り扱う。これ以外の場合は、遊ぶことを目的に設計・製造されているかどうかで指定おもちゃの該当性を判断する。

(1)については、売り場で指定おもちゃの該当性は判断しない。髪留めにすることを主目的とするものは指定おもちゃに該当しないものとする。

(2)については、6歳未満を対象に、童話やアニメの主人公になりきって遊ぶ等の目的で設計・製造・販売されているものでなければ、通常、ファッション小物、アクセサリー小物等の雑貨^(註)に該当し、指定おもちゃには該当しないため、規制対象外である。

(注) 以下「雑貨」とは、おもちゃ以外の種々の日常生活用品のことをいう。

(3) については、6歳未満を対象とするおもちゃとして遊ぶ目的で設計・製造・販売されているものは、指定おもちゃに該当するものとする。

Q4 ①アニメのキャラクターの耳の形の飾りがついた繊維製の帽子、頭巾、ポンチョ等や②カチューシャの形をしたものに動物の耳を模した飾りがついたおもちゃは、アクセサリーがんに該当するか。

A4 こうした飾りがついた繊維製の帽子、頭巾、ポンチョ等の形態の製品が、防寒、装飾といった帽子、頭巾、ポンチョ等の本来の実用的な目的で使用されることを目的として縫製等されているのではなく、おもちゃとして遊ぶことを目的に製造されているのであれば知育がんに該当する。合成樹脂等でできたヘルメット状の帽子で、動物等の耳の形をした飾りがついていて遊ぶことを目的とするものやカチューシャの形をしたものに動物等の耳を模した飾りがついたおもちゃは知育がんに該当する。

Q5 アニメのキャラクターが描かれているピンズ、ピンバッジは、アクセサリーがんに該当するか。

A5 これらは、コレクションや装飾に使用される雑貨であり、遊ぶことを目的とするアクセサリーがんに該当しない。

Q6 めいぐるみが身につけているペンダントは、アクセサリーがんに該当するか。

A6 糸で縫いつける等により取り外せないようになっていれば、めいぐるみの一部であり、乳幼児が身につけて、ごっこ遊び等をすることを目的とするアクセサリーがんに該当しない。

Q7 合成樹脂製のリングに直接キャンディーが接触していて、指輪のような形態をした食品があるが、キャンディーを喫食した後に残ったリングは、アクセサリーがんに、それとも食品用の器具か。

A7 食品用の器具である。また、喫食後のリングがおもちゃとして遊ぶことを目的に設計・製造されている場合は、食品用の器具・容器包装とおもちゃの規格・基準を同時に満たす必要がある。

2. 知育がんに関係

Q8 知育がんに具体例としてはどのようなものがあるか。

A8 知育がんに具体例としては、以下のようなものがある。(いずれも乳幼児用のおもちゃであるもの。)

輪投げ、フェルト製の的と先端にマジックテープがついたダーツ・セット、合成樹脂の平板ボードの的と先端に吸盤のついた矢及び弓のセット、蛍光を発する使い捨てスティックで、ペンライトにしたり曲げてカチューシャのように頭に付けられるもの、おもちゃの手品セット、パズル、玉おとし、大工道具セット、診療器具セット、アニメキャラクターの使用用小道具(変身ブレスレット、武器類等)、サングラスを模したおもちゃ、おめかしバッグ、ひも通し、木製の数字の形に切り抜かれているおもちゃ、専ら乳幼児を対象とするパソコンを模したおもちゃ、まねごと(ちゃんばらごっこ)遊びで使用する内部が中空で合成樹脂製の刀や手裏剣、風呂で遊ぶおもちゃであって人形・動物がんに・乗り物がんに以外のおもちゃ(水鉄砲等)、ピストル型又は竹製で筒型の水鉄砲、銀玉鉄砲、空気鉄砲及びこれらに類似するおもちゃ、人形等の指定おもちゃを使用せず、家型の箱庭に家具等のみで配置を楽しむ等して遊ぶおもちゃ、マイクの形をしていて中に菓子が入った乳幼児向けおもちゃ、合成樹脂製フィルムで製造された折り紙状の製品、恐竜等の骨組みを模した大型の組立て式パズルで子供の身長程にもなるおもちゃ、一般的な「積み木」や「ブロックがんに」に該当すると判断することが難しい組み立て式のおもちゃ(木の幹に、枝、葉を見立てたリング状の部品を積み上げていくもの等)、蒔き絵セット(粉、蒔き絵盤)、望遠鏡、双眼鏡を模したおもちゃ、砂場セット(シャベル、スコップ、熊手、ふるい、ざる、バケツ、じょうろ、じょうご、型取り用のカップ、カップに押し込む落とし蓋、コテ、上に砂を入れると砂時計のように落下する砂の勢いで羽根車が回る砂場用おもちゃ)等

Q9 アニメキャラクターの使用用小道具に該当しないもので、音や光を発するピストルの形をしたおもちゃは、まねごと遊びで使用する知育がんに該当するか。

A9 知育がんに区分は、他の区分で読み込むことのできないおもちゃを読み込むバスケット・クローズとしての意味もあり、質問のおもちゃについても知育がんに該当するものとして取り扱う。

Q10 無地の木の板に絵を描いて自分で羽子板を作成するキットは、知育が
ん具に該当するか。

A10 実際の羽根突きの用に供せず、乳幼児用のおもちゃとして設計・製
造・販売されているものであれば、知育がん具に該当する。完成した羽
子板をガラスのケース等に入れて飾っておく装飾目的のものであれば、
ひな人形や五月人形と同様に対象外となる。また、屋外で羽根突きをす
るという実用的な目的を有するものであれば、スポーツ用品に準ずる取
扱いとし、対象外として差し支えない。

Q11 凧は知育がん具に該当するか。

A11 スポーツ・カイトも含め、凧は、知育がん具に該当しない。

Q12 ボード・ゲームは、知育がん具に該当するか。

A12 通常の囲碁、将棋、チェス等は乳幼児用のおもちゃとは考えられない
ため、知育がん具に該当しない。また、乳幼児を対象とする双六、オセ
ロは、知育がん具に該当する。ボード・ゲームのうち乳幼児を対象とす
る、簡単なルールのは、知育がん具に該当する。知育がん具に該当
する場合、セットに含まれる、碁石、駒、サイコロ、ルーレット、盤面
等セットに含まれる一式を合わせて全体として知育がん具とする。

Q13 砂場セットに人形、動物がん具、乗物がん具が含まれている場合、これ
らも知育がん具に該当するか。

A13 砂場セットの中に、人形、動物がん具、乗物がん具等が含まれる場合、
これらは、それらの該当する区分の指定おもちゃとして取り扱い、知育が
ん具に含めない。

Q14 ケーブルによりテレビに接続したボード、キーボード等を使って絵を描
いて画面に映し出したり、クイズを解いたりするおもちゃは、知育がん具
に該当するか。

A14 専ら乳幼児を対象として設計・製造・販売されるものは知育がん具に該
当する。この場合、ソフトウェアの記録されているメモリのカートリッジ
等が、容易に着脱可能な構造であれば、当該カートリッジ等も対象となる。

Q15 着脱可能なゲームソフト、これを装着できる本体及びコントローラーか
ら成る非携帯式のゲーム機で、ケーブルにより本体とテレビを接続してコ

ントローラーを操作して遊ぶものは、ゲームソフトが6歳未満の乳幼児を
対象とする場合、知育がん具に該当するか。

A15 専ら乳幼児を対象として設計・製造・販売されるものはコントローラー
も含め知育がん具に該当する。この場合、ソフトウェアの記録されている
メモリのカートリッジ等も対象となる。

Q16 着脱可能なゲームソフトで作動させるゲーム機で、主に成人を対象とす
る携帯型の高性能汎用ゲーム機に、就学前児童を対象としたゲームソフト
を装着した場合、知育がん具に該当するものと考えて、ゲーム機本体及び
ゲームソフトの記録されたカートリッジ等を、届出の対象とすべきか。

A16 これらについては、本体、ソフトウェアの記録されたメモリのいずれも
指定おもちゃに該当しない。

Q17 平成15年6月3日付け医薬局食品保健部基準課事務連絡「フタル酸エ
ステル類を原材料として用いたポリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂の
使用に関する取扱いについて」には、Q&AのQ7-7にてままごと用具が
定義され、炊事や食事のまねごとをする遊びに使用されるおもちゃが
含まれるとされている。また、手芸、掃除、化粧のまねごとをする遊び
に使用されるおもちゃはままごと用具に該当しないと記されている。

そこで、今回の改正により炊事や食事のまねごと以外のまねごと（例え
ば手芸、掃除、化粧のまねごと等）をする遊びに使用されるおもちゃにつ
いては、全て知育がん具として取り扱うものと解釈してよいか。

A17 よい。

Q18 吹奏楽器以外の楽器（ギター、バイオリン等の弦楽器、太鼓、木琴等の
打楽器、ピアノ等の鍵盤楽器）として遊ぶことを目的とする乳幼児用おも
ちゃは、知育がん具に該当するか。

A18 該当する。幼児向けの楽器に該当するのかが、楽器の形態をしたおもち
やに該当するのかが、当該製品が、正しい音階で演奏することができる
ように設計・製造されているか否か、デザイン等に玩具性があり、演奏
よりも遊ぶことを主目的としているか否か、楽器が作られている材料・
構造等から見て演奏を主目的としているか否か等の観点から総合的に
判断する。

Q19 パペット（指人形を含む）は、知育がん具に該当するか。

A19 パペットの形態により人形、動物がん具又は知育がん具に該当する。

Q20 ひらがなやアルファベットへの関心を高めるような製品とセットで販売されている、本体と一緒に遊ぶための紙製のカードやミニ絵本のような小冊子は、「知育がん具」の一部に該当するか。

A20 本体の製品が、遊ぶことを目的とするものか、教育を目的とするものかにより、当該製品が知育がん具か教育用品かを判断する。本体附属のカードについても同様。トランプのようなものであればおもちゃとなりうるが、教育を目的とする教育用品であれば対象外。附属の小冊子は、おもちゃ又は教育用品と組み合わせられた書籍であり、おもちゃには該当しない。

Q21 外観は絵本の形態だが、中を開くと、①楽譜と鍵盤を押すとピアノの音がする電子装置（モジュール）で構成されているもの、②乗物の絵、文書と、ボタンを押すと踏切やサイレンの音がする電子装置で構成されているもの、③動物の絵、文書と、ボタンを押すと鳴き声がする電子装置で構成されているもの、④祭りの絵とボタンを押すと太鼓等の音が出る電子装置で構成されているもので、これら電子装置が絵本と分離できないように製造されており、書籍として本屋で販売されるものは、製品全体として知育がん具に該当するか。

A21 全体が書籍であれば該当しない。

Q22 書籍とおもちゃを組み合わせ又は連結した製品の、おもちゃの部分は、おもちゃの規格基準を満たす必要はあるか。

A22 おもちゃの部分が書籍に固定されておらず、道具を使わずに手で簡単に分離することができ、分離したものが単独でおもちゃとして遊ぶことができるように設計・製造されたものであって、乳幼児を対象としており、かつ、指定おもちゃに該当するものであれば、当該おもちゃ部分はおもちゃの規格基準を満たす必要がある。

Q23 飛び出す絵本は、知育がん具に該当するか。

A23 書籍であり、該当しない。

Q24 シール絵本は、知育がん具に該当するか。

A24 書籍と文房具^(注)の組み合わせとみなし、知育がん具に含めない。

(注) ここで「文房具」とは、筆記による記録、その補助等を目的とする事務用品を指し、遊ぶことを目的とするおもちゃは含めない。以下同じ。

Q25 絵本の形をした布製のおもちゃは知育がん具に該当するか。

A25 知育がん具に該当する。なお、布製であっても、文章がプリントしてある等して、文章を読むことを目的とし、書籍に該当するものは、おもちゃに該当しない。

Q26 パペットや指人形付きの絵本について、①パペットと一体化した絵本については、どのように取り扱うべきか。②パペットと分離可能な場合は、パペットのみを対象とし、絵本はおもちゃではなく書籍であるため対象外と取り扱って差し支えないか。

A26 ①のように全体が書籍であれば対象外。②のように分離可能な場合、パペットは指定おもちゃに該当するが、絵本は指定おもちゃとしては取り扱わない。

Q27 風呂場で見える絵本（合成樹脂製で湯温により、絵柄や色が変わるもの）は、知育がん具に該当するか。

A27 文章で書かれた童話などを読むことを目的として製造されたものではなく、湯や水に接触させて絵柄や色の変化を見て遊ぶことを目的とするものは、知育がん具に該当する。なお、耐水性の材料を用いて風呂場でも文章を読むことができるように設計・製造されており、読むことを目的とするものは書籍とみなし、指定おもちゃとして取り扱わない。

Q28 知育がん具として販売されているお絵かきセットを、文房具とみなし、指定おもちゃ非該当として取り扱ってよいか。

A28 規則78条に規定する知育がん具として販売されるものであれば、知育がん具として取り扱う。

Q29 塗り絵（ノート型の製品、シート型の製品等）やこれとクレヨンを組み合わせた塗り絵セットは、知育がん具に該当するか。

A29 ノート型もシート型も塗り絵は、文房具であり、知育がん具に該当しない。クレヨンは、現在指定されている指定おもちゃに該当しない。

Q30 シャボン玉を作るおもちゃについて、①ストロー状の管を使用して口で吹き出すタイプのもの、②口で吹き出すタイプではないもので、動物を模したもの（例えば、熊の形のシャボン玉がん具で熊を押すと空気が出るもの）、乗り物を模したもの、③いずれでもないもの（例えば、銃の形をしており、引き金を引くと空気が出るものや、持ち手のついたリング状のもの）

はどのように取り扱えばよいか。

また、シャボン液を入れる受け皿、シャボン液が入っている容器等の付属品は対象となるか。

A30 口で吹き出すものは、口に接触することを本質とするおもちゃ、それ以外のものはストロー等の付属品も含め全体として知育がんに該当する。

Q31 万華鏡は、知育がんに該当するか。

A31 専ら6歳未満を対象とするもので、おもちゃとして製造・販売される万華鏡の形態をしたおもちゃであれば該当する。おもちゃとして製造・販売されていない万華鏡は、該当しない。

Q32 アニメや童話の主人公が着ているドレスとして売られているものは、知育がんに該当するか。また、ドレスに付属しているアクセサリーは、知育がんに組み合わせおもちゃに該当するか。

A32 ドレスはおもちゃに該当しない。ドレスに付属しているアクセサリーが、乳幼児がドレスからはずして自分の身につけて遊ぶことができるように設計・製造されているのであれば、アクセサリーがんに該当する。

3. 組み合わせて遊ぶおもちゃ関係

Q33 「規則第78条第2号の指定おもちゃと組み合わせて遊ぶおもちゃ」が主たるおもちゃで、「規則第78条第2号の指定おもちゃ」が従たるおもちゃである場合であっても「組み合わせて遊ぶおもちゃ」に該当するか。また、該当しない場合、どのように取り扱えばよいか。

A33 主、従は関係なく、組み合わせおもちゃに該当する。

また、例えば、人形と組み合わせられたおもちゃであって、そのおもちゃに専用の特殊な人形でないと遊ぶことができないような場合、人形と組み合わせおもちゃの組み合わせとみなさず、全体を一体として知育がんにみならずともあり得る。

Q34 プールやテントに小型のボールが付属している遊具^(註)は、プールやテント自体も組み合わせおもちゃとして指定おもちゃに該当するか。

A34 プール、テントは遊具であり、おもちゃでないため、指定おもちゃに

は該当しない。

(注) ここで「遊具」とは、上半身だけでなく、全身を使って遊ぶのに使われる道具を指し、おもちゃは含めない。以下同じ。

Q35 家を模した大型遊具で中に乳幼児が入れるものや乳幼児用の柵（ベビーサークル、ベビールーム）に一体化している付属の指定おもちゃについては、遊具の一部として届出対象外として良いか。今回の改正により家・ベビーサークル・ベビールーム自体やそれに付属する装飾品の全てが組み合わせおもちゃとして届出や検査の対象となるか。

A35 乳幼児が中に入ることのできる家の形をした遊具、乳幼児用の柵は、届出、検査の対象外だが、① 遊具や柵から分離して遊ぶことができるように設計・製造されている指定おもちゃや、② おもちゃ（例えば電話器）本体は家と分離不可能であっても、その一部分（例えば受話器）を手で持って口に運んでいって口に接触することができるものであれば、当該部分については、届出と検査の対象となる。

Q36 組み合わせて遊ぶおもちゃで、パーツが単体として商品になっているものも指定おもちゃに該当するか。

例) バット、乗物がん具のレール等が単体で商品となっているもの。

A36 指定おもちゃに該当する。

Q37 工作のまねごと（大工や乗り物組み立て等）も知育がんに該当するか。DIY セットで乗り物がん具を組み立てるものは、乗り物がん具に該当する部分のみ届出対象として検査をするが、改正後は、全体が知育がんに該当し、おもちゃの工具セットも対象となるのか。また、その対象範囲は大型のデスクまで含まれるのか。同様に、大型のままごとセットの小物はままごと用品に該当し、大型のキッチン部分は対象外としていたが、大型のキッチン部分も組み合わせ遊ぶおもちゃとして指定おもちゃに該当するのか。それとも遊具として対象外と扱って差し支えないか。

A37 基本的には、工作台やキッチンも対象とするが、乳幼児が立ち上がった状態でないと工作や炊事のまねごとを行うことができない程高さが高く大きな工作台やキッチンであれば、おもちゃではなく、遊具に準ずるものと考えられ、口に接触する可能性も少ないため、対象外として差し支えない。

Q38 合成樹脂製のストローを使って空気を吹き込んでふくらますアルミ箔

風船、ポンポンスティック、プラスチックバルーン等のストローそのものは、おもちゃではないことから、組み合わせおもちゃとはならないが、ストロー部分と風船部分を合わせて全体として風船と判断して、届出や検査をすべきか。

A38 ストローを使ってふくらますアルミ箔風船、ポンポンスティック及びプラスチックバルーン（酢酸ビニル等から成るもの）は、ストロー部分と風船部分（又は酢酸ビニル等の風船の材料）を合わせて全体として指定おもちゃの風船に該当するものとする。

Q39 組み合わせ遊ぶおもちゃには、ボールと組み合わせ遊ぶポリエチレン（PE）製バットやポリ塩化ビニル（PVC）製グローブも含まれるか。

A39 屋内で野球のまねごと遊びに用いられる乳幼児用のバットとグローブは、ボールと組み合わせ遊ぶおもちゃとして指定おもちゃに含める。

Q40 ぬいぐるみの着せ替え用の洋服は、組み合わせおもちゃとなるか。

A40 組み合わせおもちゃに該当する。

4. その他

Q41 乳幼児対象のおもちゃを商品見本として輸入し、販売促進のため不特定多数の大人に配布する場合、営業上使用する場合として届出対象となるか、あるいは乳幼児のおもちゃとしての用途を有しない貨物であるため、届出対象外として扱うか。

A41 届出は必要。営業上使用する場合に該当する。販売促進で不特定多数に配布されたものが乳幼児に接触するおそれがあるため、届出の対象。なお、試験検査用、社内検討用の先行サンプルであって、試験検査や社内検討に使用され、乳幼児が接触するおそれがないもの及び見本市やショーウィンドウでのディスプレイのみに使用され、乳幼児が接触するおそれがないものであれば届出対象外である。しかし、来店した乳幼児が試しに遊ぶことができるように小売店の店頭等に置くものは、不特定多数の乳幼児が接触することから、届出の対象とする。なお、同一の製品であれば販売目的であるか販売促進目的であるかによって指定おもちゃの該当性に差違が生じるものではない。

Q42 かなり大きなぬいぐるみが流通しているが、インテリアとして部屋の装飾を目的とするものでなく、乳幼児を対象として遊ぶことを目的としたものであれば、大きさにかかわらず、おもちゃとして取り扱ってよいか。

A42 6歳未満の乳幼児を対象とするものであって、装飾等のインテリア目的ではなく、遊ぶことを目的とするものであれば、基本的におもちゃとして取り扱って良いが、無制限にどんなに大きなものでもおもちゃとして取り扱うことは適当ではなく、乳幼児が自分の手で口元まで運ぶことが困難である程大きく、社会通念的に見て乳幼児が遊ぶことを目的とするおもちゃとは考えられないものは、指定おもちゃには該当しない。

Q43 抱き枕のぬいぐるみは、寝具でありおもちゃではないと解釈してよいか。

A43 よい。

Q44 アニメのキャラクターが印刷された子供用の小さい手桶などは、浴室用品であり指定おもちゃには該当しないと解釈してよいか。

A44 風呂で使う子供用の小さい手桶は、浴室用品^(注)であり、指定おもちゃには該当しない。

(注) ここで「浴室用品」とは、入浴の用に供するための日用品を言い、遊ぶことを目的とするおもちゃを含めない。

Q45 乳幼児用の揺り椅子（ベビー・バウンサー、ロッカー等）や椅子の一部として固定されている、おもちゃ吊り下げ用の枠（ジム）に吊り下げられているおもちゃが、道具を用いずに簡単に手で取り外して、それ単独で乳幼児が遊べるように設計・製造されており、指定おもちゃに該当するもの（布製の人形、動物がん具等）である場合、吊り下げられているおもちゃは指定おもちゃに該当すると解釈してよいか。

A45 よい。また、ゴムひも等で吊り下げられており、乳幼児が手で引っ張って簡単に口まで運んで口に接触することができるものであって、指定おもちゃに該当するものは、完全に分離できなくとも当該部分のみ指定おもちゃとして取り扱う。

Q46 歩行器に備え付けられたおもちゃが指定おもちゃに相当するものであって、①保護者や乳幼児が取り外して遊ぶように設計・製造されておらず、歩行器に固定されている場合、歩行器の一部として指定おもちゃに該当しないものと解釈してよいか。また、②保護者や乳幼児がねじ回し等の道具を用いずに手で簡単に取り外して、それ単独でおもちゃとして

遊ぶことができるように設計・製造されている場合、当該部分を指定おもちゃとして取り扱ってよいか。

A46 ①はその解釈でよい。ただし、例えば、電話の受話器のように手で口まで運んで口に接触することができるものは、電話器本体が固定されていても電話器本体と受話器を合わせて指定おもちゃとして扱う。②については、保護者又は乳幼児が取り外して遊ぶことができるように設計・製造されたものであって、それ単独で指定おもちゃに該当するものであれば、指定おもちゃとして取り扱う。

Q47 自転車や三輪車等（以下「乗物遊具」とする。）に取り付けられているおもちゃが、保護者又は乳幼児が道具を使わずに手で簡単に取り外してそれ単独でおもちゃとして遊ぶことができるように設計・製造されており、指定おもちゃに該当する場合は、当該部分を指定おもちゃとして取扱い、これ以外の場合は乗り物遊具の一部であり対象外と判断してよいか。

A47 屋外で使用される乗物遊具の一部が、保護者又は乳幼児が道具を使わずに手で簡単に取り外して遊ぶことができるように設計・製造されていて、かつ、分離したものが単独で指定おもちゃに該当する場合は、指定おもちゃとして取り扱う。これ以外の場合は、乗物遊具の一部であり、指定おもちゃに該当しない。

Q48 カタカタは、指定おもちゃに該当しないものと解釈してよいか。

A48 カタカタは、全身を使って遊ぶ遊具であり、指定おもちゃには該当しない。

Q49 シュノーケルは、乳幼児が口に接触することをその本質とするおもちゃに該当するか。

A49 6歳未満の乳幼児を対象として、おもちゃとして製造・輸入・販売するものであれば、規則78条1号の「乳幼児が口に接触することをその本質とするおもちゃ」に該当する。6歳未満を対象とするものであっても幼児用のスポーツ用品として製造・販売されるものは指定おもちゃに該当しない。

Q50 浮き輪は対象外とされているが、ビーチボールはボールとして指定おもちゃに該当するののか。

A50 屋外で遊ぶことを目的とするスポーツ用品に準じたものであり、口に接触することを本質とするおもちゃでもないため、対象外とする。同様

な素材でできていても直径が小さく、乳幼児が屋内で手に持って遊ぶことを目的としたおもちゃとして設計・製造されているものであれば、指定おもちゃのボールに該当する。

Q51 数、色、文字等の学習に資するよう作られたテキストとDVDと電子ペンから構成される製品で、DVDの説明と質問を聞いて、テキストの中の選択肢から回答を選び、電子ペンで触れると、正解の場合に電子ペンが音と光を発するものは、知育がん具に該当するか。

A51 ペン、テキスト、DVDとも教育用品でありおもちゃには該当しない。

Q52 四隅に合成樹脂製の歯がためがついているブランケットについては、これまで合成樹脂部分だけ法の対象だったが、材質の制限が外れたことから、今後は布の部分も対象となるのか。

A52 毛布はおもちゃではないため、毛布部分は対象とはならない。

Q53 ほおずきは、改正により指定おもちゃでなくなったのか。

A53 改正前の「口に接触することをその本質とするおもちゃ」には、「紙、木、竹、ゴム、皮、セルロイド、合成樹脂、金属又は陶製のもの」という材質の制限があったため、「ほおずき」をこれに含めることができず、個別に指定されていた。しかし、今回この材質制限を無くしたことにより、「ほおずき」を「口に接触することをその本質とするおもちゃ」で読み込むことができるようになったので、個別に列挙する必要がなくなり、列挙したおもちゃから削除した。したがって、「ほおずき」は、指定おもちゃから外されたのではなく、改正後も従来同様指定おもちゃである。

Q54 すべてのボール、ラジコン自動車は、それぞれボール、乗物がん具として対象に含めて良いか。

A54 サッカー、ボール、硬式野球用ボール、バレーボール等主に学童以上を対象とするスポーツ用品は、食品衛生法の乳幼児おもちゃとしての規制対象外である。ボールでも乳幼児対象のおもちゃのボールは指定おもちゃに含まれる。ラジコン自動車については、専ら屋外で使用することを目的とするものや乳幼児を対象としないものは対象外としてよい。

Q55 文房具の表面にキャラクターを印刷等したものはおもちゃになるか。

A55 事務、学習等における筆記等の文房具本来の目的で設計・製造されて

いるものであれば、キャラクターが印刷等してあることをもって指定おもちゃに該当することとはしない。

Q56 実際に食品を調理できる乳幼児向け調理器具のおもちゃは、おもちゃの規制対象(ままごと用具)となると同時に器具容器包装の規格基準も適用されると記されているが、食品等輸入届出書はどちらで届け出るのか。

また、規格基準について、届出した区分以外の区分に係る検査は輸入者が自らの責務で自主的に実施するものと解釈してよろしいか。

A56 食品接触部分の本質は調理器具である。届出は、器具として届け出る。食品と直接接触する調理器具の部分は、食品用の器具の規格・基準を満たす必要がある。食品と直接接触する調理器具以外の部分は、おもちゃとしての規格・基準への適合が必要である。調理器具とおもちゃは互いに他を排除するものではなく、両方の性質を兼ね備えた製品の場合、両方について食品衛生法に基づく規格・基準を満たす必要がある。